

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年 2月 8日	
【会社名】	東洋エンジニアリング株式会社	
【英訳名】	TOYO ENGINEERING CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永 松 治 夫	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	
【電話番号】	03-6268-6611(大代表)	
【事務連絡者氏名】	総務部長 五井野 慎司	
【最寄りの連絡場所】	千葉県習志野市茜浜二丁目 8 番 1 号	
【電話番号】	047-454-1504	
【事務連絡者氏名】	総務部長 五井野 慎司	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	A種優先株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	15,000,022,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成31年2月8日付で四半期報告書（事業年度 第64期第3四半期(自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)）を関東財務局に提出いたしました。これに伴い、平成30年11月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期(自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月31日)平成30年 6 月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第64期第 1 四半期(自平成30年 4 月 1 日 至平成30年 6 月30日)平成30年 8 月10日関東財務局長に提出

事業年度 第64期第 2 四半期(自平成30年 7 月 1 日 至平成30年 9 月30日)平成30年11月 8 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成30年 6 月29日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の規定に基づく臨時報告書を平成30年 9 月21日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年11月28日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号及び第14号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月 11日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第63期(自平成29年 4 月 1 日 至平成30年 3 月31日)平成30年 6 月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第64期第 1 四半期(自平成30年 4 月 1 日 至平成30年 6 月30日)平成30年 8 月10日関東財務局長に提出

事業年度 第64期第 2 四半期(自平成30年 7 月 1 日 至平成30年 9 月30日)平成30年11月 8 日関東財務局長に提出

事業年度 第64期第 3 四半期(自平成30年10月 1 日 至平成30年12月31日)平成31年 2 月 8 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年 2 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成30 年 6 月29日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年 2 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の規定に基づく臨時報告書を平成30年 9 月21日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年 2 月 8 日)までに、金融商品取引法第 24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号及び第14号の規定に基づく臨時報告書を平成30年10月11日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成30年11月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年11月28日)現在において変更はありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年2月8日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年2月8日)現在において変更はありません。